

自主点検項目

- 貴事業場の、2020年6月末時点の状況をご回答ください（選択肢がある設問については、必要に応じて複数回答可）。

I 電離放射線障害防止規則（以下「電離則」）に定める放射線業務従事者について

1. 放射線業務従事者数 計（ ）人

※以下、Iの2.と3.については、業種が医療保健業の場合のみご回答ください。その他の業種の場合は、IIにお進みください。

2. 放射線業務従事者の内訳

医師・歯科医師（ ）人 看護師（ ）人 診療放射線技師（ ）人 その他（ ）人

防護エプロンを使用するなど不均等被ばくとなる者（ ）人

放射線測定器を2個以上配布している者（ ）人

●これらが一致していない場合は改善が必要です。不均等被ばくとなる者に対しては、放射線測定器を2個以上配布しなくてはなりません（電離則第8条第3項）。

3. 線量測定を行っている者の線量測定方法別の対象者の範囲

3-1. 個人線量測定サービス機関を利用している者の範囲

【業務】

A：診療用放射性同位元素、エックス線装置等を使用して管理区域内で行う診療

B：エックス線装置等の操作

C：診療用放射性同位元素、エックス線装置等使用時の管理区域内での患者の介助

D：診療用放射性同位元素、エックス線装置等使用時の管理区域内での患者の観察

E：管理区域内への患者の搬送

F：その他（具体的に（ ））

【業務従事の頻度】

G：該当する業務であれば、業務に従事する頻度に関わらず全員を対象

H：該当する業務であって、一定以上の頻度で業務に従事する者のみ対象

I：その他（具体的に（ ））

【線量】

J：該当する業務であれば、被ばくするおそれのある線量に関わらず全員を対象

K：該当する業務に従事する者のうち、一定以上の線量に被ばくするおそれのある者のみ対象

一定以上の線量→（ ）mSv/（年・月・週・日・回）、その他（具体的に（ ））

【その他】

L：その他（具体的に（ ））

3-2. 電子線量計を装着している者の範囲

【業務】

- A : 診療用放射性同位元素、エックス線装置等を使用して管理区域内で行う診療
- B : エックス線装置等の操作
- C : 診療用放射性同位元素、エックス線装置等使用時の管理区域内での患者の介助
- D : 診療用放射性同位元素、エックス線装置等使用時の管理区域内での患者の観察
- E : 管理区域内への患者の搬送
- F : その他（具体的に _____ ）

【業務従事の頻度】

- G : 該当する業務であれば、業務に従事する頻度に関わらず全員を対象
- H : 該当する業務であって、一定以上の頻度で業務に従事する者のみ対象
- I : その他（具体的に _____ ）

【線量】

- J : 該当する業務であれば、被ばくするおそれのある線量に関わらず全員を対象
- K : 該当する業務に従事する者のうち、一定以上の線量に被ばくするおそれのある者のみ対象
一定以上の線量 → (_____) mSv / (年・月・週・日・回)、その他（具体的に _____ ）

【その他】

- L : その他（具体的に _____ ）

II 放射線業務従事者の被ばく線量について（2019年度（または直近の管理期間の1年間））

1. 実効線量

- 検出限界未満 (_____) 人
- 検出限界以上～年 20mSv 被ばく (_____) 人
- 年 20mSv 超～年 50mSv 被ばく (_____) 人
- 年 50mSv 超被ばく (_____) 人
- 把握していない (_____) 人

●これらの方々については、改善が必要です。事業者は、実効線量が5年間につき100mSvを超えず、かつ、1年間につき50mSvを超えないようにしなければなりません（電離則第4条第1項）。

2. 眼の水晶体の等価線量

- 検出限界未満 (_____) 人
- 検出限界以上～年 20mSv 被ばく (_____) 人
- 年 20mSv 超～年 50mSv 被ばく (_____) 人
- 年 50mSv 超被ばく (_____) 人
- 把握していない (_____) 人

●「把握していない」に該当するの方々については、改善が必要です。事業者は、全放射線業務従事者の被ばく線量を測定しなければなりません（電離則第8条第1項）。また、測定結果に基づいた線量の算定、記録、保存が必要です（電離則第9条第2項）。

●改正前の電離則（令和2年度まで）においては、眼の水晶体に受ける等価線量の限度は、1年間につき150mSvとされていますが、これらの方々については、令和3年度から施行される改正

電離則が定める限度（5年間につき100mSv及び1年間につき50mSv）に対応する必要があります（電離則第5条）。改正内容や経過措置の内容については、同封のリーフレットをご参照ください。

Ⅲ 被ばく線量の管理

1. 2020年度を含む5年間の被ばく線量を管理している放射線業務従事者数 () 人

2. 2020年度を含む5年間の被ばく線量の管理方法

A : 電離放射線健康診断個人票をとりまとめて管理

B : 線量計メーカーから通知された書類をとりまとめて管理

C : 独自の管理ツール等を用いて電子的に管理

D : 管理していない

E : その他 ()

● 1. については、放射線業務従事者全員分を管理する必要があります。そうでない場合（Iの1.の合計人数と一致していない場合、2.の回答がDを含む場合）は、改善が必要です。事業者は、上記電離則第4条第1項の放射線業務従事者の被ばく限度（実効線量が5年間につき100mSv、かつ、1年間につき50mSvを超えないこと）の遵守に加え、放射線事業者の線量の記録を30年間保存しなければならないが、ただし、当該記録を5年間保存した後において、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときは、この限りでないとされています（電離則第9条第2項）。

3. 2020年度を含む5年間の被ばく線量の管理期間に、貴事業場に新規所属した放射線業務従事者（前所属事業場においても放射線業務に従事していた者に限る）のうち、前所属事業場における被ばく線量を把握している者の数

() 人（前事業場での線量把握人数） / () 人（新規所属人数）

4. 上記3.に関して、新規所属した者の前所属事業場における被ばく線量の把握方法

A : 前所属事業場から通知を受けて把握

B : 被ばく線量測定サービス会社から通知を受けて把握

C : 当該者へのヒアリング等により把握

D : 把握していない

E : その他 ()

備考（把握ができなかった場合の対応やその他特記事項等を記入）

{ }

● 3. については、全員分を把握する必要があります。そうでない場合（4.の回答がDを含む場合）は、改善が必要です。事業者は、「5年間」の管理期間の途中から新たに所属した放射線業務従事者については、前事業場から当該者に交付された線量の記録等を確認して、前事業場における被ばく線量を把握することで、「5年間」の管理を行うこととされています（平成13年3月30日基発第253号）。

5. 貴事業場で実施している、放射線業務従事者の放射線測定器の適正な装着などのための周知等の方法

- A : ビデオ教材や研修会等により、放射線防護に係る教育を実施
- B : 厚生労働省のリーフレット等を適当な場所に掲示
- C : 放射線測定器が適正に装着されているか確認する体制を整備
※体制の詳細（例：装着の確認を担当する看護師がいる等）
〔 〕
- D : 周知等は行っていない
- E : その他（ 〕

備考（その他特記事項等を記入）

〔 〕

6. 放射線業務従事者以外の管理区域に一時的に立ち入る者の管理方法

- A : 個人線量測定サービス機関を利用して被ばく線量を測定
- B : 電子線量計を装着させて被ばく線量を測定
- C : 外部被ばくによる実効線量が計算により求められ、その値が0.1mSvを超えないことが確認できる等の場合には、線量の測定を行ったものとみなしている
- D : 管理していない
- E : その他（ 〕

●回答がDの場合は、改善が必要です。事業者は、管理区域に一時的に立ち入る労働者の管理区域内において受ける外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量を測定しなければなりません（電離則第8条第1項）。

なお、Cのように線量の測定を行ったものとみなすことができる場合もありますが、その場合は当該労働者の管理区域への立入りの記録を行い、少なくとも1年間保存することが望ましいとされています（平成13年3月30日基発第253号）。

IV 今回見つかった問題点の改善方針（次年度までに実施予定のものを選択してください。）

- A : 事業場内の部門ごとに放射線業務従事者数や被ばく線量管理の状況等を把握
- B : 事業場の状況を踏まえ、事業場内全体で改善方法を検討
- C : 全放射線業務従事者に確実に放射線測定器を配布し、被ばく線量を測定し記録
- D : 全放射線業務従事者について5年間の被ばく線量を管理するため、経年的に線量データを把握・保存（前事業場における被ばく線量の把握を含む）
- E : 一時的に管理区域に立ち入る者についても被ばく線量を測定する等により管理
- F : その他（ 〕
- G : 改善を要する事項はない／改善は行わない

◎ 自主点検項目は以上です。ご回答ありがとうございました。